

入院患者調査実施要領（案）

1 調査実施の背景

県では、昭和62年から県民の健康を保健・医療の両面から支援するための総合的ガイドラインとして医療法に基づく「兵庫県保健医療計画」を策定し、保健医療対策の推進を図っています。

同計画は医療法第30条の4第2項の規定に基づく医療計画であり、同法第30条の6の規定により、少なくとも5年ごとに見直しすることとされています。

県では、平成25年4月に第7次となる計画の全面改定を行ったところですが、平成23年4月の第6次改定で設定した全県及び2次保健医療圏域ごとの基準病床数を据え置いており、基準病床数については5年の改定期限を迎える28年4月に基準病床数の見直しを行う予定です。

2 調査の目的

平成28年4月の「兵庫県保健医療計画」の基準病床数の改定について、基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

3 調査内容

入院患者調査を実施します。

- ① 調査対象：平成27年3月3日（火）午前0時時点で、県内の病院及び病床を有する診療所に入院している患者
- ② 調査内容：病床種別、性別、年齢、居住市町、疾病分類、診療科
- ③ 記入方法：市町コード表（別紙2）、疾病分類コード表（別紙3）、診療科コード表（別紙4）から入院患者に応じたコード番号を選択いただき、入院患者調査票（別紙1）に記入ください。

4 調査結果の活用

この調査結果は、「兵庫県保健医療計画」の改定、及びその後の計画推進の基礎資料として活用する予定です。